

手数料に関する規則の一部改正について

1. 手数料に関する規則（平成16年5月6日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（担保管理事務手数料）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の担保管理事務手数料は、次の各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>（1）当該 DVP 参加者が当社に預託した当該 DVP 参加者ごとの担保指定証券残高（当該担保指定証券残高には、一の決済日において当社が業務方法書第90条第1項の規定により一の DVP 参加者について同第85条及び同第86条の規定の適用を行わないものとした場合における当該 DVP 参加者に係る受入予定証券残高を含むものとする。以下この号及び次号において同じ。）の日々の銘柄数（担保指定証券残高に含まれる機構取扱有価証券については、当該 DVP 参加者の<u>口座</u>の区分ごとの日々の銘柄数とし、国債証券については、当該 DVP 参加者からの担保指定証券解除請求に基づいて当社が行う返還のための振替に係る当該 DVP 参加者の日本銀行に開設された口座における種別及び内訳区分ごと、かつ、当該 DVP 参加者が当社への預託に際して指定した口座系の区分ごとの日々の銘柄数とする。）の合計に50円を乗じて得た金額</p> <p>（2）当該 DVP 参加者の日々の最終の担保指定証券残高に機構取扱有価証券が含まれる場合には、当該 DVP 参加者から預託された担保指定証券残高に相当する DVP 口座の口座残高につき、当社が機構に対して支払う保管手数料又</p>	<p>（担保管理事務手数料）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の担保管理事務手数料は、次の各号に定める金額の合計額とする。</p> <p>（1）当該 DVP 参加者が当社に預託した当該 DVP 参加者ごとの担保指定証券残高（当該担保指定証券残高には、一の決済日において当社が業務方法書第90条第1項の規定により一の DVP 参加者について同第85条及び同第86条の規定の適用を行わないものとした場合における当該 DVP 参加者に係る受入予定証券残高を含むものとする。以下この号及び次号において同じ。）の日々の銘柄数（担保指定証券残高に含まれる機構取扱有価証券については、当該 DVP 参加者の<u>参加者口座</u>の区分ごとの日々の銘柄数とし、国債証券については、当該 DVP 参加者からの担保指定証券解除請求に基づいて当社が行う返還のための振替に係る当該 DVP 参加者の日本銀行に開設された口座における種別及び内訳区分ごと、かつ、当該 DVP 参加者が当社への預託に際して指定した口座系の区分ごとの日々の銘柄数とする。）の合計に50円を乗じて得た金額</p> <p>（2）当該 DVP 参加者の日々の最終の担保指定証券残高に機構取扱有価証券が含まれる場合には、当該 DVP 参加者から預託された担保指定証券残高に相当する DVP 口座の口座残高につき、当社が機構に対して支払う保管手数料に</p>

<p>は口座残高管理手数料に相当する金額 (3) (略)</p> <p>(担保指定・解除手数料) 第5条 (略) 2~3 (略)</p> <p>4 第2項第1号に規定する担保指定証券残高の返還には、当社が、業務方法書第50条第1項の規定により充当振替請求を行い、当該 DVP 参加者に係る担保指定証券残高を返還する場合を含むものとする。ただし、当該充当振替請求に係る振替・交付・指定請求が、他の参加者の<u>口座</u>への振替請求である場合を除く。</p> <p>(受入予定証券完了手数料) 第6条 (略) 2 (略)</p> <p>3 前項に規定する証券振替の完了には、当社が、業務方法書第50条第1項の規定により充当振替請求を行い、当該 DVP 参加者に係る受入予定証券残高を引き渡す場合を含むものとする。ただし、当該充当振替請求に係る振替・交付・指定請求が、他の参加者の<u>口座</u>への振替請求である場合を除く。</p>	<p>相当する金額 (3) (略)</p> <p>(担保指定・解除手数料) 第5条 (略) 2~3 (略)</p> <p>4 第2項第1号に規定する担保指定証券残高の返還には、当社が、業務方法書第50条第1項の規定により充当振替請求を行い、当該 DVP 参加者に係る担保指定証券残高を返還する場合を含むものとする。ただし、当該充当振替請求に係る振替・交付・指定請求が、他の参加者の<u>参加者口座</u>への振替請求である場合を除く。</p> <p>(受入予定証券完了手数料) 第6条 (略) 2 (略)</p> <p>3 前項に規定する証券振替の完了には、当社が、業務方法書第50条第1項の規定により充当振替請求を行い、当該 DVP 参加者に係る受入予定証券残高を引き渡す場合を含むものとする。ただし、当該充当振替請求に係る振替・交付・指定請求が、他の参加者の<u>参加者口座</u>への振替請求である場合を除く。</p>
---	--

2. 附 則

この改正規定は、平成20年1月4日から施行する。

以 上